
プロジェクト **IFRS 解釈指針委員会**項目 **【審議事項】IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」 特定の
の主要な事業活動を有する企業**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2026 年 6 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）において議論された「特定の主要な事業活動を有する企業（IFRS 第 18 号『財務諸表における表示及び開示』（以下「IFRS 第 18 号」という。）」に関するアジェンダ・ペーパー（以下「AP」という。）及び暫定的なアジェンダ決定（案）の概要をご説明し、ASBJ 事務局の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。なお、本資料中 AP の翻訳となっている箇所については、すべて ASBJ スタッフの仮訳である。

II. AP の概要

要望書の背景及び概要

（現金及び現金同等物からの収益及び費用の分類）

質問

2. IFRS 第 18 号第 56 項(a)は、企業が IFRS 第 18 号第 53 項(c)の範囲内の金融資産への投資を主要な事業活動として行っている場合、現金及び現金同等物からの収益及び費用を営業区分に分類することを要求している¹(AP4A 第 6 項)。
3. IASB スタッフは、要望書により、企業が IFRS 第 18 号第 53 項(c)の範囲内の金融資産への投資を主要な事業活動として行っていると結論付けた場合、たとえ一部の現金及び現金同等物が別の事業活動（例えば、顧客へのファイナンスの提供や製品の製造など）に関連しているとしても、IFRS 第 18 号第 56 項(a)の要求事項がすべての現金及び現金同等物に適用されるかを質問されているとしている (AP4A 第 7 項)。

事実パターン及び質問

4. IASB スタッフは、要望書により提起された質問を説明するため、要望書に示された例を

¹ IFRS 第 18 号第 53 項(c)は、「その他の資産（個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す場合）」を指す。

用いて次の事実パターンを作成したとしている (AP4A 第 8 項)。

5. 連結企業グループであるグループ A は、次の異なる事業活動を行う子会社で構成されている (AP4A 第 9 項)。
 - (1) 子会社 A は、IFRS 第 18 号第 53 項(c)の範囲内の金融資産への投資という特定の主要な事業活動を行っている。
 - (2) 子会社 B は、IFRS 第 18 号第 49 項に準拠した特定の主要な事業活動を有さない製造企業である。
 - (3) 子会社 C は、IFRS 第 18 号第 49 項に準拠した顧客へのファイナンスの提供という特定の主要な事業活動を行っている。
6. 連結財務諸表の作成において、グループ A は、製造事業活動に加え、次の特定の主要な事業活動を行っている と判断している (AP4A 第 10 項)。
 - (1) IFRS 第 18 号第 53 項(c)の範囲内における金融資産への投資
 - (2) 顧客へのファイナンスの提供
7. IASB スタッフは、本要望書では、グループ A が IFRS 第 18 号第 56 項(a)を適用して、連結財務諸表において現金及び現金同等物から生じるすべての収益及び費用を純損益計算書の営業活動区分に分類する必要があるか質問されているとしている (AP4A 第 11 項)。

IFRS 第 18 号の要求事項の適用に関する要望書の見解

8. IASB スタッフは、IFRS 第 18 号第 56 項(a)の要求事項を適用するにあたり、要望書の提出者は次の 2 つの見解を識別しているとしている (AP4A 第 12 項)。
 - (1) 見解 1—IFRS 第 18 号第 56 項(a)を適用し、現金及び現金同等物から生じるすべての収益及び費用は営業区分に分類される。連結グループ (グループ A) は報告企業であり、主要な事業活動として金融資産への投資を行っている場合、現金及び現金同等物から生じるすべての収益及び費用は、IFRS 第 18 号第 56 項(a)を適用して営業区分に分類される。
 - (2) 見解 2—IFRS 第 18 号第 53 項(c)の範囲に含まれる金融資産への投資に関連する現金及び現金同等物から生じる収益及び費用のみを営業区分に分類する。現金及び現金同等物はグループ A の投資活動と密接に関連しているため、IFRS 第 18 号 B40 項の要求事項を適用し、関連する個々の資産又は特徴を共有している資産のグループを評

価することで現金及び現金同等物が主要な事業活動として投資しているか評価する。子会社 B（製造企業）及び（又は）子会社 C（顧客へのファイナンスの提供が主要な事業活動の企業）の現金及び現金同等物を区別できる場合、それらから生じる収益及び費用は、投資区分もしくは IFRS 第 18 号第 56 項 (b) の要求事項に従って分類する。

（IFRS 第 18 号第 65 (a) (ii) 項を適用した収益及び費用の分類）

質問

9. 顧客へのファイナンスの提供を主要な事業活動とする企業について、IFRS 第 18 号第 65 項 (a) (ii) において、資金の調達のみを伴う取引から生じる負債からの収益及び費用について、顧客へのファイナンスの提供と関係しないものについては、営業又は財務のいずれかの区分に分類する会計方針の選択が認められている。会計方針の選択は、IFRS 第 18 号第 56 項 (b) (ii) における現金及び現金同等物からの収益及び費用に関する会計方針について企業が選択したものと同様に一貫して適用される²。（AP4B 第 6 項）
10. IFRS 第 18 号第 66 項は、顧客へのファイナンスの提供に関連する負債とそうでない負債を区別できない企業に対して、そのようなすべての負債からの収益及び費用を営業区分に分類するという会計方針の選択を適用することを求めている。現金及び現金同等物に関して、IFRS 第 18 号第 57 項に同様の要求事項が含まれている³。（AP4B 第 7 項）
11. IASB スタッフは、本要望書は、顧客へのファイナンスの提供を主要な事業活動とする企業が、IFRS 第 18 号第 65 項から第 66 項を適用して収益及び費用をどのように分類すべきかを問うものであるとしている（AP4B 第 8 項）。

事実パターン及び質問

12. IASB スタッフは、要望書により提起された質問を説明するため、要望書に示された例を用いて次の事実パターンを作成したとしている（AP4B 第 9 項）。
13. 連結企業グループであるグループ A を想定する。グループ A は、次の異なる事業活動を

² 顧客へのファイナンスの提供を主要な事業活動としているが、IFRS 第 18 号第 53 項 (c) の範囲内の金融資産への投資を主要な事業活動としていない企業については、第 56 項 (b) (ii) において、顧客へのファイナンスの提供に関連しない現金及び現金同等物から生じる収益及び費用を営業区分又は投資区分のいずれかに分類するという会計方針の選択が認められている。

³ IFRS 第 18 号第 57 項は、顧客へのファイナンスの提供を主要な事業活動としているが、IFRS 第 18 号第 53 項 (c) の範囲内の金融資産への投資を主要な事業活動としていない企業について、現金及び現金同等物からの収益及び費用を営業区分に分類するという会計方針の選択を適用して分類するよう求めている。

行う子会社 A と子会社 B で構成されている (AP4B 第 10 項)。

- (1) 子会社 A は、IFRS 第 18 号第 49 項に準拠した特定の主要な事業活動を有さない製造企業である。
- (2) 子会社 B は、IFRS 第 18 号第 49 項に準拠した顧客へのファイナンスの提供という特定の主要な事業活動を有している。

14. 連結財務諸表の作成において、グループ A は、製造事業活動に加え、IFRS 第 18 号第 49 項に準拠した特定の主要な事業活動として顧客へのファイナンスの提供を有していると判断する (AP4B 第 11 項)。

15. IASB スタッフは、要望書が次の点を質問しているとしている (AP4B 第 12 項)。

- (1) 連結財務諸表の作成において、IFRS 第 18 号第 65 項(a) (ii)の会計方針の選択は、グループ A (報告企業) 全体に適用されるのか、又は当該企業グループ内の顧客へのファイナンスの提供を主要な事業活動とする子会社のみ適用されるのか (質問 1)。
- (2) 顧客へのファイナンスの提供に関連する負債とそうでない負債を部分的に (すべてではなく) 区別できる場合でも、IFRS 第 18 号第 66 項の要求事項は、資金の調達のみを伴う取引から生じるすべての負債から生じる収益及び費用に適用されるか (質問 2)。
- (3) IFRS 第 18 号第 57 項を適用して、企業が、顧客へのファイナンスの提供に関連する現金及び現金同等物と、それ以外の現金及び現金同等物とを区別できないため、現金及び現金同等物から生じる収益及び費用を営業区分に分類する場合、たとえ顧客へのファイナンスの提供に関連する負債と、それ以外の負債とを区別できるとしても、資金の調達のみを伴う取引から生じる負債から生じる収益及び費用について同じ分類を適用する必要があるか (質問 3)。

IFRS 第 18 号の要求事項の適用に関する要望書の見解

16. IASB スタッフは、連結財務諸表において IFRS 第 18 号第 65 項(a) (ii)の要求事項を適用 (質問 1) について、要望書の提出者は次の 2 つの見解を識別しているとしている (AP4B 第 13 項)。

- (1) 見解 1—連結企業グループ (グループ A) が報告企業であり、IFRS 第 18 号第 65 項(a) (ii)の会計方針の選択は、グループ A の資金の調達のみを伴う取引から生じるすべての負債から生じる収益及び費用に適用されるが、その対象は顧客へのファイナ

ンスの提供には関連しないものに限られる。

- (2) 見解 2—IFRS 第 18 号第 65 項(a) (ii)における会計方針の選択は、顧客へのファイナンスの提供を主要な事業活動とする子会社は子会社 B のみであるため、子会社 B の負債から生じる収益及び費用にのみ適用される。

17. IASB スタッフは、IFRS 第 18 号第 66 項の要件（質問 2）を適用するにあたり、要望書の提出者は次の 2 つの見解を提示しているとしている（AP4B 第 14 項）。

- (1) 見解 1—IFRS 第 18 号第 66 項の要求は、顧客へのファイナンスの提供に関連する負債とそれとは関連しない負債を一部は区別できるものの、すべてについては区別できない場合、資金の調達のみを伴う取引から生じるすべての負債に適用される。
- (2) 見解 2—IFRS 第 18 号第 66 項の要求は、資金の調達のみを伴う取引から生じる負債のうち、顧客へのファイナンスの提供に関連するものと関連しないものとを区別できない部分に限って適用される。

18. IASB スタッフは、IFRS 第 18 号第 56 項(b) (ii)及び第 65 項(a) (ii)における会計方針の選択の一貫性（質問 3）に関して、要望書の提出者は次の 2 つの見解を示しているとしている（AP4B 第 15 項）。

- (1) 見解 1—グループ A は、顧客へのファイナンスの提供に関連しない負債から生じる収益及び費用を、現金及び現金同等物から生じる収益及び費用の分類と一貫して営業区分に分類することが求められる。
- (2) 見解 2—グループ A が、顧客へのファイナンスの提供に関連する現金及び現金同等物と、関連しない現金及び現金同等物とを区別できない場合、IFRS 第 18 号第 57 項を適用し、IFRS 第 18 号第 56 項(b) (ii)は適用しない。したがって、IFRS 第 18 号第 65 項(a) (ii)と第 56 項(b) (ii)との間の会計方針の選択の一貫性についての要求は適用されない。その結果、グループ A は、資金の調達のみを伴う取引から生じ、かつ、顧客へのファイナンスの提供に関連しない負債から生じる収益及び費用の分類に際して、引き続き IFRS 第 18 号第 65 項(a) (ii)を適用して、現金及び現金同等物から生じる収益及び費用の営業区分への分類と一貫させる必要はない。

IASB スタッフの分析

（IASB スタッフの見解）

現金及び現金同等物からの収益及び費用の分類

19. IFRS 第 18 号第 56 項(a)は、企業が IFRS 第 18 号第 53 項(c)の範囲内の金融資産への投資を主要な事業活動として行う場合に適用される。この状況において、同項は、企業が現金及び現金同等物から生じる収益及び費用を営業区分に区分することを要求している。(AP4A 第 14 項)
20. IASB スタッフは、企業が他の主要な事業活動を行っているか否かにかかわらず、すべての現金及び現金同等物から生じる収益及び費用に前項の要求事項が適用されると考えるとしている。IFRS 第 18 号第 56 項(a)には、現金及び現金同等物から生じる収益及び費用の一部を異なる区分に分類することを認める例外は記載されておらず、IFRS 第 18 号第 56 項(b)が「(a)の要求事項を満たさないが、主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供している場合」としている事実によって重ねて裏付けられるとしている。すなわち、IFRS 第 18 号第 56 項(b)は、企業が IFRS 第 18 号第 56(a)項の要求事項を満たさない場合にのみ適用されるとしている。(AP4A 第 15 項)
21. IASB スタッフは、IFRS 第 18 号 BC135 項から BC141 項は、IFRS 第 18 号第 56 項(a)の要求事項に関する IASB の根拠を次のとおり説明しているとしている (AP4A 第 17 項)。
- (1) 場合によっては、主要な事業活動として金融資産に投資している企業が多額の現金及び現金同等物を営業目的で保有していることがある。例えば、保険者及び投資ファンドは、投資ポートフォリオのバランス再調整を連続的に行っていることから、多額の現金及び現金同等物の残高を有していることが多い。財務諸表利用者からのフィードバックは、そのような企業については、現金及び現金同等物から生じた収益及び費用を（投資区分ではなく）営業区分に分類することが、より有用な情報を提供することを示唆した。(IFRS 第 18 号 BC136 項)
- (2) 銀行などは、主要な事業活動として金融資産にも投資している。IFRS 第 18 号第 56 項(a)に記述されている現金及び現金同等物から生じた収益及び費用を営業区分（投資区分ではなく）に分類するという要求は、そのような企業に適用される。(IFRS 第 18 号 BC138 項)
22. IASB スタッフは、IFRS 第 18 号 BC139 項から BC141 項は、顧客へのファイナンスの提供を行っているが、金融資産への投資を主要な事業活動とはしていない企業に対して会計方針の選択を認めるという IASB の決定の根拠を説明しているとしている。したがって、IFRS 第 18 号第 56 項(b)に記載されている会計方針の選択は、企業が顧客へのファイナンスの提供を行っているが、金融資産への投資を主要な事業活動とはしていない場合にのみ適用されることは明らかであるとしている。(AP4A 第 18 項)

23. したがって、IASB スタッフは、見解 1（本資料第 8 項(1)参照）を、IFRS 第 18 号第 56 項の要求事項の唯一の適切な適用と考えるとしている（AP4A 第 19 項）。
24. IASB スタッフは、見解 2（本資料第 8 項(b)参照）で提示された論拠には同意しないとしている。IFRS 第 18 号 B40 項は、企業が主要な事業活動として資産への投資を行っているか、あるいは顧客へのファイナンスの提供を行っているかを評価する際に IFRS 第 18 号第 49 項の要件を適用するための適用指針（IFRS 第 18 号 B30 項から B41 項）の一部である。この適用指針は、収益及び費用の分類には関係しないため、IFRS 第 18 号第 56 項の要件に優先して適用することはできないとしている。（AP4A 第 20 項）
25. 上の分析に基づき、IASB スタッフは、IFRS 第 18 号第 56 項(a)を適用して、IFRS 第 18 号第 53 項(c)の範囲内で金融資産に投資する企業は、そのすべての現金及び現金同等物から生じる収益及び費用を、純損益計算書の営業区分に分類することが要求されると結論付けるとしている（AP4A 第 21 項）。

IFRS 第 18 号第 65 項(a) (ii) 及び第 66 項を適用した収益及び費用の分類（質問 1 及び 2）

26. IASB スタッフは、IFRS 第 18 号 B37 項は、報告企業全体として、資産への投資又は顧客へのファイナンスの提供が主要な事業活動であるかどうかを評価することを企業に求めており、報告企業が連結グループである場合と連結グループに属する子会社の 1 つである場合とでは、資産への投資又は顧客へのファイナンスの提供が主要な事業活動であるかどうかの評価結果が異なる可能性があるとしている。（AP4B 第 17 項）
27. したがって、IASB スタッフは、連結グループが顧客へのファイナンスの提供を主要な事業活動であると結論付けた場合には、IFRS 第 18 号第 65 項(a) (ii)の要求事項は連結グループに適用されるとしている。すなわち、IFRS 第 18 号第 65 項(a) (ii)における会計方針の選択は、連結グループの該当するすべての負債に適用され、顧客へのファイナンスの提供を主要な事業活動とする子会社の負債のみに限定されるものではないとしている。（AP4B 第 18 項）
28. IASB スタッフは、IFRS 第 18 号第 66 項は、顧客へのファイナンスの提供を主要な事業活動とする企業が、次の区別をできない場合に適用されるとしている（AP4B 第 19 項）。
- (1) 顧客へのファイナンスの提供に関連する資金の調達のみを伴う取引から生じる負債
 - (2) 顧客へのファイナンスの提供に関連しない資金の調達のみを伴う取引から生じる負債

29. IFRS 第 18 号第 66 項は、企業に「そのような負債すべて」から生じる収益及び費用を営業区分に分類することを求めている。IASB スタッフは、「そのような負債」という表現は、前項(1)及び(2)で示された負債を指すものと考えてとしている。(AP4B 第 20 項)
30. IASB スタッフは、連結グループが顧客へのファイナンスの提供を主要な事業活動であると結論付けた場合、IFRS 第 18 号第 66 項の要求事項は連結グループに適用され、負債の一部であっても、本資料第 28 項(1)に示された負債と本資料第 28 項(2)に示された負債とを区別できない場合、資金の調達のみを伴う取引から生じるすべての負債について、IFRS 第 18 号第 66 項の要求事項を適用するとしている。(AP4B 第 21 項)
31. さらに、IASB スタッフは、IFRS 第 18 号 BC184 項は、企業が資金の調達のみを伴う取引から生じる負債から生じる収益及び費用のうち、どれが顧客へのファイナンスの提供に関連するかを区別できない場合には、そのような負債から生じる収益及び費用のすべてを営業区分に分類するという会計方針の選択を適用することを示している。(AP4B 第 22 項)
32. IASB スタッフは、次の結論に達したとしている (AP4B 第 23 項)。
- (1) IFRS 第 18 号第 65 項(a)(ii)における会計方針の選択は、連結グループ内の該当するすべての負債から生じる収益及び費用に適用され、顧客へのファイナンスの提供を主要な事業活動とする子会社の負債のみに適用されるものではない。
 - (2) IFRS 第 18 号第 66 項の要求事項は、企業が、顧客へのファイナンスの提供に関連する資金の調達のみを伴う取引から生じる負債と顧客へのファイナンスの提供に関連しない資金の調達のみを伴う取引から生じる負債を、そのいずれの部分についても区別できない場合には、資金の調達のみを伴う取引から生じるすべての負債からの収益及び費用に適用される。

ファイナンスの提供に関連しない負債並びに現金及び現金同等物との整合性（質問 3）

33. IASB スタッフは、特に次の点から、見解 1（本資料第 18 項(1)）が、IFRS 第 18 号第 57 項及び第 66 項の要求事項の唯一の適切な適用であると考えてとしている (AP4B 第 24 項)。
- (1) IFRS 第 18 号第 56 項(b)(ii)及び第 65 項(a)(ii)はいずれも、これらの規定間で会計方針の選択が一貫すべきことを明確にしている。
 - (2) IFRS 第 18 号第 57 項及び第 66 項は、企業は「会計方針の選択を適用して・・・収益及び費用を営業区分に分類しなければならない。」と規定している。

34. したがって、IASB スタッフは、企業が、顧客へのファイナンスの提供に関連する現金及び現金同等物と関連しない現金及び現金同等物とを区別できないために（IFRS 第 18 号第 57 項を適用して）現金及び現金同等物から生じる収益及び費用を営業区分に分類する場合、資金の調達のみを伴う取引から生じる負債から生じる収益及び費用についても、顧客へのファイナンスの提供に関連するものと関連しないものを区別できるか否かにかかわらず、同一の分類を適用することが求められるとしている（AP4B 第 25 項）。
35. IASB スタッフは、次の結論に至ったとしている（AP4B 第 26 項）。
- （1）IFRS 第 18 号第 65 項(a) (ii)における会計方針の選択は、報告企業全体に適用されるべきである。
 - （2）顧客へのファイナンスの提供に関連する負債と関連しない負債の一部は区別できるものの、すべてについては区別できない企業は、資金の調達のみを伴う取引から生じるすべての負債から生じる収益及び費用を営業区分に分類する。
 - （3）顧客へのファイナンスの提供に関連する現金及び現金同等物と関連しない現金及び現金同等物とを区別できないために、現金及び現金同等物から生じる収益及び費用を営業区分に分類している場合には、顧客へのファイナンスの提供に関連しない負債から生じる収益及び費用についても同一の分類を適用する。

（デュー・プロセス・ハンドブック 5.19 項の評価）

36. IASB スタッフは、次の理由から収集された証拠は本件が広範な影響を及ぼす可能性があることを示唆しているとしている（AP4 第 12 項）。
- （1）資産への投資又は顧客へのファイナンスの提供といった特定の主要な事業活動を含め、複数の事業活動を行うすべての企業に影響を及ぼす可能性がある。
 - （2）適用される要求事項に対する理解の相違は、IFRS 第 18 号が有効になった際、それらの要求事項の適用において多様性を生じさせる可能性があり、この多様性は影響を受ける主体に重要性がある影響を及ぼす可能性がある。
37. IASB スタッフは、本件についてはデュー・プロセス・ハンドブック 5.19 項(a)に定められた基準を満たしており、提出された質問の分析を進めたとしている（AP4 第 13 項）。

現金及び現金同等物からの収益及び費用の分類

38. IASB スタッフは、IFRS 第 18 号の原則及び要件が、IFRS 第 18 号第 56 項(a)の要件を適用

して、現金及び現金同等物から生じる収益及び費用の区分を決定するための十分な根拠を提供しているものと考え、デュー・プロセス・ハンドブック 5.19 項(b)の基準は満たされていないと結論付けている。したがって、デュー・プロセス・ハンドブック 5.22 項に従い、要望書の質問に対処するために基準設定プロジェクトは必要ないとしている。(AP4A 第 24 項)

IFRS 第 18 号第 65(a)(ii)項を適用した収益及び費用の分類

39. IASB スタッフは、IFRS 第 18 号の原則及び要求事項は、IFRS 第 18 号第 56 項(b)から第 57 項及び第 65 項から第 66 項の要求事項に従って、特定の収益及び費用を営業区分又は他の区分のいずれに分類するかに関する会計方針の選択をどのように適用するかを企業が決定するための十分な基礎を提供していると考えられている。したがって、デュー・プロセス・ハンドブック 5.19 項(b)の要件は満たさないと結論付けている。よって、デュー・プロセス・ハンドブック 5.22 項に従い、本要望書の質問に対応するための基準設定プロジェクトは必要ではないとしている。(AP4B 第 29 項)

IASB スタッフの結論

40. デュー・プロセス・ハンドブック 5.19 項の基準に関する評価に基づき、IASB スタッフは、提出された質問に対処するために基準設定プロジェクトが必要でない理由を説明するアジェンダ決定(案)をデュー・プロセス・ハンドブック 8.2 項に従って公表することを委員会に提案するとしている(AP4A 第 25 項及び AP4B 第 30 項)。

III. 2026 年 6 月の IFRS-IC 会議の概要

(現金及び現金同等物からの収益及び費用の分類に関する意見)

41. 委員会メンバー全員が、AP4A の付録に掲載されている暫定的なアジェンダ決定(案)に同意し、委員会は基準設定ではなく、アジェンダ決定(案)を公表することとした。
42. 複数の委員会メンバーは、AP4A 第 16 項に記載されているフロー・チャートが有用であると述べた。
43. ある委員会メンバーは、製造業と金融業を併せ持つ複合企業(コングロマリット)の場合、投資家への比較可能性を担保するために注記による追加情報が必要になると考えられると述べた。

(IFRS 第 18 号第 65 項(a)(ii)を適用した収益及び費用の分類に関する意見)

44. 委員会メンバーのうち 11 名が、AP4A の付録に掲載されている暫定的なアジェンダ決定（案）に同意し、委員会は基準設定ではなく、アジェンダ決定（案）を公表することとした。
45. 複数の委員会メンバーは、質問 1 については賛同したが、質問 2 及び質問 3 については IFRS 会計基準の文言は複数の解釈が可能であるとし、IASB スタッフの提案には賛同しないと述べた。
46. ある委員会メンバーは、顧客へファイナンスの提供する事業活動と商品又はサービスの提供という事業活動を行っている場合、現金及び現金同等物が顧客へのファイナンスの提供に関連しているか否かの区別をつけるのは容易ではない場合があり、区別がつかない場合はすべてが営業区分に分類され、銀行のような純損益計算書となると考えられる。このことから実態と乖離する懸念があると述べた。
47. ある委員会メンバーは、顧客へのファイナンスの提供が小規模な子会社を通じて行われている場合に対処するため、詳細な注記を開示することを企業に要求することを推奨すると述べた。

IV. アジェンダ決定（案）（仮訳）

48. AP の付録に掲載されている暫定的なアジェンダ決定（案）は次のとおりである。

現金及び現金同等物から生じる収益及び費用の分類（IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」）

委員会は、IFRS 第 18 号の第 53 項(c)の範囲内の金融資産への投資を主要な事業活動とし、かつ、その他の事業活動も行う企業が、純損益計算書において現金及び現金同等物から生じる収益及び費用をどのように区分すべきかどうか質問した要望書を受け取った。

IFRS 第 18 号の第 56 項(a)は、IFRS 第 18 号の第 53 項(c)の範囲内の金融資産への投資を主要な事業活動とする企業が、現金及び現金同等物から生じる収益及び費用を、純損益計算書の営業区分に分類することを要求している。

この照会は、企業が IFRS 第 18 号の第 53 項(c)の範囲内の金融資産への投資を主要な事業活動として行っている場合、現金及び現金同等物から生じる収益及び費用の一部が顧客へのファイナンスの提供や製品の製造といった他の事業活動に関連している場合でも、IFRS 第 18 号の第 56 項(a)の要求がすべての現金及び現金同等物から生

じる収益及び費用に適用されるかどうかについて尋ねたものである。

要求事項の適用

IFRS 第 18 号の第 56 項(a)の要求事項は、企業が他の特定の主要な事業活動を行っているかどうかにかかわらず、すべての現金及び現金同等物から生じる収益及び費用に適用される。IFRS 第 18 号の第 56 項(a)には、企業が現金及び現金同等物から生じる収益及び費用の一部を異なる区分に分類することを認める例外は含まれていない。

結論

委員会は、IFRS 第 18 号の原則及び要求事項が、IFRS 第 18 号の第 53 項(c)の適用範囲内の金融資産への投資を主要な事業活動とし、かつ、その他の事業活動も行う企業にとって、純損益計算書における現金及び現金同等物から生じる収益及び費用の区分を決定するための適切な根拠を提供すると結論付けた。したがって、委員会は、当該要請に対応するために基準設定プロジェクトは必要ないと[決定した]。

**顧客へのファイナンスの提供を主要な事業活動とする企業の収益及び費用の分類
(IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」)**

委員会は、顧客へのファイナンスの提供を主要な事業活動とする企業が、IFRS 第 18 号の第 65 項から第 66 項を適用して、純損益計算書において収益及び費用をどのように区分すべきかどうか質問した要望書を受け取った。

その照会は、以下の点を問うものであった。

- (a) 連結財務諸表の作成において、IFRS 第 18 号の第 65 項(a) (ii)の会計方針の選択は、企業全体に適用されるのか、それとも顧客へのファイナンスの提供を主要な事業活動とする当該企業グループ内の子会社のみ適用されるのかどうか（質問 1）
- (b) IFRS 第 18 号の第 66 項の要求事項が、企業が顧客へのファイナンスの提供に関連するそれらの負債と関連しない負債の一部は区別できるものの、すべてについては区別できない場合であっても、資金の調達のみを伴う取引から生じるすべての負債から生じる収益及び費用に適用されるかどうか（質問 2）
- (c) IFRS 第 18 号の第 57 項を適用して、企業が、顧客へのファイナンスの提供に関連する現金及び現金同等物と、それ以外の現金及び現金同等物とを区別できないため、現金及び現金同等物から生じる収益及び費用を営業区分に分類する場合、たとえ顧客へのファイナンスの提供に関連する負債と、それ以外の負債とを区別できるとしても、資金の調達のみを伴う取引から生じる負債から生じる収益及び費用についても、同じ分類を適用する必要があるかどうか（質問 3）

適用される要求事項

IFRS 第 18 号の第 56 項(b)から第 57 項及び第 65 項から第 66 項は、顧客へのファイナンスの提供を主要な事業活動とする企業が、以下の項目から生じる収益及び費用をどのように分類すべきかを規定する要求事項を定めている。

- (a) 現金及び現金同等物（当該企業が、IFRS 第 18 号の第 53 項(c)の範囲内の金融資産への投資を主要な事業活動としていない場合）
- (b) 資金の調達のみを伴う取引から生じる負債

要求事項の適用**質問 1**

IFRS 第 18 号の B37 項は、資産への投資又は顧客へのファイナンスの提供が、報告企業全体にとって主要な事業活動であるかどうかを企業が評価することを求めている。IFRS 第 18 号の第 65 項は、顧客へのファイナンスの提供を主要な事業活動として行う企業に適用される。

委員会は、連結企業グループが顧客へのファイナンスの提供を主要な事業活動として行っていると結論付けた場合、IFRS 第 18 号の第 65 項(a) (ii)の要求事項が連結企業グループに適用されると指摘した。すなわち、IFRS 第 18 号の第 65 項(a) (ii)における会計方針の選択は、顧客へのファイナンスの提供を主要な事業活動とする連結企業グループ内の子会社の負債だけでなく、連結企業グループのすべての該当する負債に適用される。

質問 2

IFRS 第 18 号の第 66 項は、顧客へのファイナンスの提供を主要な事業活動としており、以下の区別ができない企業に適用される。

- (a) 顧客へのファイナンスの提供に関連する資金の調達のみを伴う取引から生じる負債
- (b) 顧客へのファイナンスの提供に関連しない資金の調達のみを伴う取引から生じる負債

IFRS 第 18 号の第 66 項は、企業に対し、「そのような負債のすべて」から生じる収益及び費用を営業区分に分類することを要求している。

委員会は、連結企業グループが顧客へのファイナンスの提供を主要な事業活動として行っていると結論付けた場合、IFRS 第 18 号の第 66 項の要求事項が当該連結企業グループに適用されることを指摘した。したがって、企業が、顧客へのファイナンスの提供に関連する資金の調達のみを伴う取引から生じる負債と、顧客へのファイナンスの提供に関連しない資金の調達のみを伴う取引から生じる負債とを、その一部であっても区別できない場合、当該企業は、資金の調達のみを伴う取引から生じるすべて

の負債について、IFRS 第 18 号の第 66 項の要求事項を適用する。

質問 3

IFRS 第 18 号の第 56 項(b) (ii)は、当該項に従って企業が選択した会計方針が、IFRS 第 18 号の第 65 項(a) (ii)に従って企業が選択した会計方針と一貫していることを要求している。同様に、IFRS 第 18 号の第 65(a) (ii)項は、同項に従って企業が選択した会計方針が、IFRS 第 18 号の第 56 項(b) (ii)に従って企業が選択した会計方針と一貫していることを要求している。したがって、委員会は、IFRS 第 18 号の第 57 項の要求に従い、企業が、顧客へのファイナンスの提供に関連する現金及び現金同等物と、それ以外の現金及び現金同等物とを区別できないため、IFRS 第 18 号の第 56 項(a) (ii)の会計方針の選択肢を適用して、現金及び現金同等物から生じる収益及び費用を営業区分に分類する場合、当該企業は、顧客へのファイナンスの提供に関連する負債とそうでない負債を区別できるか否かにかかわらず、資金の調達のみを伴う取引から生じる負債からの収益及び費用についても、同様の分類を適用しなければならない。

結論

委員会は、IFRS 第 18 号の原則及び要求事項は、顧客へのファイナンスの提供を主要な事業活動とする企業が、資金の調達のみを伴う取引から生じる負債による収益及び費用を分類するための適切な基礎を提供すると結論付けた。その結果、委員会は、当該要請に対処するために基準設定プロジェクトは必要ないと[決定した]。

以 上